		―石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）		
2710.12		［略］		
2710.19		――その他のもの		
		―――石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の５％未満のものを含む。）		
		――――灯油		
	141	―――――低重合度の混合アルキレン	ＫＬ	ＫＧ
		―――――その他のもの		
	142	――――――ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95％以上のものに限る。）	ＫＬ	ＫＧ
		――――――その他のもの		
	144	―――――――政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	ＫＬ	ＫＧ
		―――――――その他のもの		
	143	――――――――ジェットエンジンの燃料用のもの	ＫＬ	ＫＧ
	149	――――――――その他のもの	ＫＬ	ＫＧ
		――――軽油		
	151	―――――政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	ＫＬ	ＫＧ
	159	―――――その他のもの	ＫＬ	ＫＧ
		――――重油及び粗油		
		―――――温度15度における比重が0.9037以下のもの		
		――――――製油の原料として使用するもの（関税法第56条第１項に規定する保税作業による製品で、これらの物品を原料とする製油により得たものを含む。以下この号及び第2710.20号において同じ。）		
	161	―――――――重油	ＫＬ	ＫＧ
	162	―――――――粗油	ＫＬ	ＫＧ
		――――――その他のもの		
		―――――――温度15度における比重が0.83以上で引火点が温度130度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。第2710.20号において同じ。）のうち、農林漁業の用に供するもの		

		―石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）		
2710.12		［同左］		
2710.19		――その他のもの		
		―――石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の５％未満のものを含む。）		
		――――灯油		
	141	―――――低重合度の混合アルキレン	ＫＬ	ＫＧ
		―――――その他のもの		
	142	――――――ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95％以上のものに限る。）	ＫＬ	ＫＧ
		――――――その他のもの		
	144	―――――――政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	ＫＬ	ＫＧ
		―――――――その他のもの		
	143	――――――――ジェットエンジンの燃料用のもの	ＫＬ	ＫＧ
	149	――――――――その他のもの	ＫＬ	ＫＧ
		――――軽油		
	151	―――――政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	ＫＬ	ＫＧ
	159	―――――その他のもの	ＫＬ	ＫＧ
		――――重油及び粗油		
		―――――温度15度における比重が0.9037以下のもの		
		――――――製油の原料として使用するもの（関税法第56条第１項に規定する保税作業による製品で、これらの物品を原料とする製油により得たものを含む。以下この号及び第2710.20号において同じ。）		
	161	―――――――重油	ＫＬ	ＫＧ
	162	―――――――粗油	ＫＬ	ＫＧ
		――――――その他のもの		
		―――――――温度15度における比重が0.83以上で引火点が温度130度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。第2710.20号		